
はしがき

本書は、主に大学で法律を学ぶみなさんに向けた、保険法の教科書である。

保険法という場合には大きく2つの意味がある。保険契約法を規制する意味での保険法（狭義の意味での保険法）とそれ以外に、保険契約を引き受ける保険事業者に対する監督規制を行う保険業法等を含めた意味での保険法（広義の意味での保険法）とがある。本書は主に保険契約法を規制する「保険法」という名称の法律を中心に執筆を行うものである。

保険は営業的商行為の1つとして（商502条9号）、平成20年改正前商法において規律が置かれていたが、平成20年改正により商法から分離独立した単行法として保険法が成立した。保険法の規制となる保険契約は営利保険のみならず共済契約も対象とされ（保険2条1号）、立案担当者は、保険法は民法の特別法と位置付けている。もっともそのことから保険法は商法の一分野から外れることまでを意味するものではない。企業のリスク回避手段として重要な位置付けがあることは言うまでもない。

保険制度は、企業のみならず個人の生活においても欠かすことができない制度である。それにもかかわらず、司法試験科目である会社法とは違い、法学部の商法科目の中でもどちらかといえば、マイナー科目として位置付けられている。保険法は保険契約に関する民事基本法の1つであることから、その前提として民法の知識が必要となり、また保険の技術的な特色も理解する必要がある。そのことからなかなか学びにくい科目という印象がもたれやすい。

「スタンダード商法」のシリーズは、商法の基本的な制度や考え方を読者のみなさんが理解できるようにするというコンセプトの下で、通説・判例を前提に編集されている。本書もこのコンセプトの下で執筆されているが、それに加えてとくに本書の編集にあたって考慮した点は以下の通りである。

第1に、大学の教科書として、多くの大学では保険法を2単位科目として開講していることを前提に、保険法における保険契約の3分類（損害保険契約、生命保険契約、傷害疾病定額保険契約）に共通な事項に関しては、まとめて説明を行っている。その後、損害保険契約、生命保険契約、傷害疾病保険契約の各保

険契約に独特な制度について順次説明を行う構成をとっている。

第2に、保険法は実務的な特色を有することから、法律の条文の解説にとどまることなく現行の保険約款の内容がどうなっているかにも言及している。理論的な説明を前提に現実に使用されている保険約款の内容や実務的な運用にも言及することにより、理論と実務の架橋を併せ持つことになる。

第3に、保険法は民法の特別法として位置付けられていることから、平成29年の民法改正の内容に対応した内容としている。平成29年の民法改正の内容に対応した保険約款改定はこれからであるが、少なくとも民法改正に対応した内容となっているものと考えている。今後の民法改正に対応した約款改定に関しては、次回の本書の改訂の際に対応できればと考えている。

第4に、「スタンダード商法」の他のシリーズにもある程度共通するが、保険法上の諸制度に関する読者の理解に役立つように、「コラム」及び「図表」を、本文とは別の枠を設けて適切な場所に配置した。また具体的な設例を用いて説明がなされている箇所もある。さらに最新の保険法をめぐる問題についても「コラム」で取扱こととして、読者のみなさんに保険法に興味をもっていたできるように工夫をした。

本書の執筆陣は保険法を研究分野としている中堅の研究者である。また各自が大学において保険法の講義を担当しそこでの教育経験も踏まえて本書の執筆にあたって頂いた。また本書の執筆にあたっては執筆者全員が数回集まり、最新の判例・裁判例や実務の動向も踏まえて執筆内容に関して議論を続けた。本書はその成果でもある。執筆者には大変忙しい中、本書の刊行についてご尽力を頂き、編者として深く感謝を申し上げたい。法律文化社の小西英央氏及び梶原有美子氏には本書の完成に絶大なご援助を受けた。心より御礼申し上げます。

2018年11月21日

山下典孝